

大分県建設リサイクル ガイドライン

大分県建設副産物対策連絡協議会

令和5年5月

大分県建設リサイクルガイドライン

1. 目的

「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへへの策定及び推進について」の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルール（「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（通知）」令和3年5月24日付け建政第441号）の徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

また、令和3年7月の熱海市土石流災害や、同年12月の「建設残土対策に関する実態調査の結果に基づく勧告（総務省）」を受け、建設発生土等の適正な処理が一層重要となっており、「建設リサイクル法（※1）」や「資源有効利用促進法判断基準省令（※2）」において定められている法令手続きを遵守することも、公共工事発注者の責務である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成や建設リサイクル法等の関係法令の遵守など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完成の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

※1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「法」という。）」のこと。

※2 「資源の有効な利用の促進に関する法律」第15条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下、「再生資源省令」という。）」及び第34条に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下、「指定副産物省令」という。）」のこと（以下、これらを「判断基準省令」という。）。

2. 対象事業

大分県の地方公共団体等が実施する公共事業（設計及び工事）を対象とする。

3. 実施事項

1) 実施体制

次の各号に掲げる組織により、目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象建設機関」という。）の取組を支援する。

- (1) 大分県建設副産物対策連絡協議会
- (2) 大分県建設副産物対策連絡協議会部会
- (3) 大分県建設副産物対策連絡協議会ブロック会議

※（参考資料－1「大分県建設副産物対策連絡協議会規約」及び、参考資料－2「大分県建設副産物対策連絡協議会組織構成図」参照）

※九州地方建設副産物対策連絡協議会において、委員を大分県土木建築部長が、幹事を大分県土木建築部建設政策課長が兼ねる。

2) 再資源化率等の目標値

「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへへの策定及び推進について」の目標値を基本とし、表-1に示す値とする。

表-1 建設副産物の再資源化率等目標値

品 目		H30年度実績	H30年度目標	R6年度目標
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98.8%	99%以上	99%以上
コンクリート塊		98.6%	99%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	54.0%	95%以上	95%以上
建設汚泥		87.8%	90%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	0.9%	2.5%	3.0%以下
	再資源化・縮減率	32.9%	50%以上	-
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	93.0%	96%以上	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	86.0%	78%以上	80%以上

※建設発生土有効利用率とは、建設発生土発生量に対する現場内利用および工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

3) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめ、活用を図る。

(1) リサイクル計画書【設計段階】（別紙1、別紙2）

①目的

建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

②作成対象

「設計金額100万円以上」で、かつ「建設資材の使用又は建設副産物が発生する」の工事の発注が予定される設計

③作成時期及び作成者

- ・ 設計業務の実施時点
 - ・ 概略設計、予備設計（建築・港湾工事では基本設計）・・・別紙1
 - ・ 詳細設計（建築・港湾工事では細部設計並びに実施設計）・・・別紙2
 - ・ 当該設計実施者が作成する（※ただし、工事発注ロットでの設計で、設計実施者が積算担当者の場合は、別紙3と同一内容になるため、作成不要）。
 - ・ 外部委託の場合は、業務成果として設計業務の受注者等が作成し、報告書に添付する（リサイクル計画書は「設計業務等共通仕様書」第1209条9項にて作成が義務づけられているので、提出を指示すること。）。
- （※参考資料-3「特記仕様書記載例」参照）

(2) リサイクル計画書【積算段階】（別紙3）

①目的

建設資材及び建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

②作成対象

「設計金額100万円以上」で、かつ「建設資材の使用又は建設副産物が発生する」の工事の設計書

③作成時期及び作成者

- ・工事発注時に対象建設機関の当該積算担当者が作成し、設計業務以降の検討内容及び結果を発注ロット毎に記入する。
- ・再生資源化率（搬入）及び有効利用率（搬出）が目標値に達していない場合は、その理由を記入する。
- ・リサイクル計画書（別紙3）は、設計図書に添付し保管する。

(3) 再生資源利用計画（実施）書（様式1・イ、様式2・ロ）、及び再生資源利用促進計画（実施）書（様式1、様式2）

①目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を実施する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

また、「建設リサイクル法」及び「判断基準省令」で定めている事項を遵守するうえでも、この計画書、実施書の作成等が必要である。

- ・建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画（実施）書
- ・建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画（実施）書（※3）

※3 このうち、500m³以上の土砂を工事現場から搬出する場合は、土砂の搬出に関する法令等について事前に確認を行い「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（以後、「確認結果票」という。）」を作成し、これを再生資源利用促進計画の一部として取り扱う。

（※これは、指定副産物省令で定める「法令等の事前確認」を兼ねるものとする。）

※確認結果票の作成にあたっては、別添の「確認結果票作成に当たっての解説（案）（参考資料-4）」を参照すること。

②作成対象

建設資材の使用又は建設副産物が発生する工事のうち、以下のいずれかに該当する工事。

○設計金額100万円以上の建設工事

○建設リサイクル法の対象建設工事（一定規模(下表)以上の建設工事)

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	床面積	80m ²
建築物の新築・増築	床面積	500m ²
建築物の修繕・模様替	請負金額	1億円
その他の工作物に関する工事	請負金額	500万円

○再生資源省令で定められた一定規模以上の建設工事（搬入）

- ・ 500m³以上の土砂を搬入する建設工事
- ・ 500 t以上の砕石を搬入する建設工事
- ・ 200 t以上の加熱アスファルト合材を搬入する建設工事

○指定副産物省令で定められた一定規模以上の建設工事（搬出）

- ・ 500m³以上の土砂を工事現場から搬出する建設工事
- ・ 工事現場から搬出するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が 200 t以上となる建設工事

③作成方法

「建設副産物情報交換システム（COBRIS）（以下「COBRIS」という。）」又は所定の「建設リサイクル報告様式（以下「報告様式」という。）」等を利用して下記の様式を作成する。

- ・ 施工計画時点及び内容に変更が生じた時点
 再生資源利用計画書（様式 1・イ）
 再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）
 確認結果票
- ・ 工事完成時点
 再生資源利用実施書（様式 1）
 再生資源利用促進実施書（様式 2）

※ COBRIS を導入していない機関及び COBRIS を利用しないで作成する場合には、建設副産物実態調査の際に集計作業の効率化を図るため、国土交通省のホームページに掲載されている所定の報告様式（EXCEL 様式）の使用を推奨する。

※ 確認結果票については、様式集に示す所定の様式等で作成する。

④作成時期及び作成者

[1] 工事の着手前

- ・ 建設工事を請け負った受注者（元請業者）が作成し監督員に提出するとともに、その内容について説明するものとする。
 （※これは、判断基準省令で定める「発注者への提出、内容の説明」を兼ねるものとする。）
- ・ 監督員は受注者（元請業者）に、判断基準省令に基づく責任者を工事現場に置くことを周知及び指導すること。
- ・ 発注者は、受注者が確認結果票を作成する際に必要となる法令等の手続き状況などについて、設計図書等に示すことにより情報提供すること。

- ・発注者は、受注者に対し再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手前、内容変更発生時）、実施書（工事完成時）、確認結果票の作成等や現場への掲示等、保存期間の遵守、責任者の工事現場への配置等について、特記仕様書に記載のうえ周知及び指導する（参考資料－3「特記仕様書記載例等」参照）。

（※なお、COBRISを導入している機関については、COBRIS上での入力の特記仕様書に記載することを推奨する。）

- ・受注者から再生資源利用〔促進〕計画書が提出されたら、監督員はリサイクル率が推進目標に達しているかを確認し、達成してない場合は適切な指導を行う。

[2]工事の施工中

- ・発注者は判断基準省令で定めるとおり、工事現場の見えやすい場所に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（確認結果票を含む。）を掲示、又は映像による表示（以下、「掲示等」という。）を行うように、受注者（元請業者）を指導する。

なお、その様式については、判断基準省令に定められた項目を全て記載しているものとし、別添の国土交通省が示す様式にて掲示等を行うことを推奨する。

※様式については、国土交通省のホームページ内にも掲載されている。

※COBRISに登録している工事については、登録している内容を国土交通省が示す現場掲示様式で印刷することが可能である。

- ・再生資源利用〔促進〕計画書の内容に変更が生じた場合は、計画書等（確認結果票を含む。）の内容を変更し監督員に提出するように、受注者（元請業者）を指導する。

（※これは、判断基準省令に定める「計画等の変更、発注者への変更内容の報告」を兼ねるものとする。）

- ・再生資源利用〔促進〕計画書に記載されている再生建設資材及び再資源化予定である建設副産物の、利用及び再生ができなくなる場合は、別紙4「理由書」を受注者から提出させ、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、再生利用について再検討する。
- ・別紙4「理由書」は、設計書に添付し保管する。

[3] 工事の完成時

- ・受注者は再生資源利用 [促進] 実施書を作成し、監督員に提出する。発注者は内容を確認したのち、設計書に添付し5年間保管するとともに、受注者に対しても再生資源利用 [促進] 計画書（確認結果票含む。）とともに5年間保存するように指導する。

（※これは、法第18条に基づく「発注者への報告等」及び判断基準省令に定める「実施状況の記録、発注者への報告等」を兼ねるものとする。）

4) リサイクルの徹底に向けた検討・調整及び法令等の遵守事項等

対象建設機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。また、建設リサイクル法や判断基準省令などの関係法令に定められている事項を遵守するため、以下の対応を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書をもとに発生抑制・減量化、再生利用の徹底のための検討を行う。
- ・設計業務担当者は、詳細設計発注時に「リサイクル計画書【基本・概略・予備設計段階】（別紙1）」の写しを受注者に渡し、より一層のリサイクルを別紙2により検討させる。
- ・建設発生土については、大分県建設副産物対策連絡協議会ブロック会議及び建設発生土情報交換シートを用い、積極的な利用調整を図る。

※リサイクル原則化ルールにより、50km範囲内の公共工事間流用を原則とする。

- ・建設リサイクル法該当工事の特定建設資材廃棄物については、再資源化等実施義務（第16条）が定められているので特に注意し計画を行う。

※コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については距離の基準等はなく、再資源化を実施しなければならない。

※木材については、50km以内に再生資源化施設がない場合その他地理的条件、交通事情、経済面等で制約がある場合は縮減をすれば足りる。

※伐木・除根材については、特定建設資材廃棄物には該当しないが、リサイクル原則化ルールにより、再資源化を実施する。

(2) 工事発注時点

- ・設計書審査担当課長又は設計書審査担当者は、設計書審査時にリサイクル計画書（別紙3）についてチェックを行い、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当者に対して改善を指示する。

- ・再生資源利用計画や再生資源利用促進計画、その他判断基準省令で定める書類等については、工事内容により対象となる書類等が異なるため、発注者は「（別添1）資源有効利用促進法判断基準令等に関連する書類等について」を作成し、特記仕様書とともに設計図書に添付することで、受注者に対し作成等の必要がある書類等を示すこと。

（3）工事契約前

- ・契約事務担当者は、建設リサイクル法対象建設工事（参考資料－3）（以下、「法該当工事」という。）については、入札の結果を受け、落札者に対し法第12条（説明書）及び法第13条（契約書添付用）の関係書類を提供し、作成を指示する。
- ・監督員は、法該当工事については法第12条に基づき、落札者から説明書〔説明書に示す添付書類（法第10条関係＝様式第一号、別表1～3）を含む。〕及び都道府県知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認した後、説明書の右下隅に「確認年月日」を記入のうえ押印し、契約事務担当者に提出し、設計書に添付し保管する。
- ・次に監督員及び契約事務担当者は、法第13条に基づき落札者が作成する契約書に添付する書面の内容が、法12条による説明書と相違ないか、また適切であることを確認した後に落札者と契約を交わす。

（4）工事契約後

- ・監督員は、法該当工事については法第11条に基づき、工事着手前までに、参考資料－4の関係機関（大分県知事又は、特定行政庁及び政令で定める市の長）に通知しなければならない。
 - ・監督員は、「（別添1）資源有効利用促進法判断基準令等に関連する書類等について」に示す作成等が必要な書類等について、受注者に周知及び指導を行うこと。
 - ・監督員は、受注者から「再生資源利用[促進]計画書」の提出を受け、リサイクル計画書（別紙3）との相違等、内容を確認する。
 - ・監督員は、必要に応じて受注者から「理由書」（別紙4）を提出させ、再生利用について再検討する。
 - ・受注者は、確認結果票の内容に加え土砂の搬出先及び搬出量を運搬業者等へ通知するとともに、その写しを監督員に提示のうえ確認を受けるものとする。またこれらは工事書類として検査対象となるため、完成検査時に提示できるよう準備するものとする。
（※これは、指定副産物省令で定める「土砂を運搬する者への通知」を兼ねるものとする。）
- 発注者は、このことを特記仕様書等に明示するとともに、工事契約後も受注者に対して周知や指導を行うとともに、適時受注者からの提示を受け、運搬業者等への通知が行われているか確認するものとする。

(5) 工事完了後

① 「再生資源利用[促進]実施計画書」

・監督員は、工事完成検査日までに、受注者から「再生資源利用[促進]実施書」の提出を受け、内容を確認する。

・COBRIS を利用する場合は、監督員が自ら COBRIS にログインして入力内容を確認した上でチェックリストを出力し、エラー等があれば受注者へ修正の指示を行い、修正が完了した後に「確認済マーク」を実行する。

・所定の報告様式で提出された場合は、記入内容を確認したうえで、国土交通省のホームページに掲載している「記入内容チェックツール」にてエラーチェックを行い、エラー等があれば受注者へ適宜修正を指示する。

・各所属の建設副産物実態調査取りまとめ担当者は、COBRIS を利用した工事については入力が完了しチェックリストの状況が「確認済」となっているか、定期的に確認をする。報告様式で提出された工事については、次期副産物実態調査に備えて定期的に報告様式を集約し保存しておく。

・大分県土木建築部建設政策課は、必要に応じて各対象建設機関に対し COBRIS の集計や報告様式の提出を指示し、取りまとめを行う。

② 「土砂受領書(以下、「受領書」という。)」

発注者は、受領書に関する下記のことについて、特記仕様書等に明示するとともに、監督員から受注者に周知や指導を行い、完成検査の際等に、その実施状況を確認する。

・受注者は、再生資源省令で定める一定規模以上の計画作成対象工事のうち土砂を搬入する工事については、搬出元の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）に対し、受領書を交付するものとする。

（※これは、再資源省令で定める「受領書の交付」を兼ねるものとする。）

・受注者は、上記を含む土砂を搬入する全ての工事において、搬出元の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）から受領書の交付を求められた場合は、これに応じるものとする。

・受注者は、指定副産物省令で定める一定規模以上の計画作成対象工事のうち土砂を搬出する工事においては、搬出先の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）に受領書の交付を求める。

（※これは、指定副産物省令で定める「受領書の交付請求」を兼ねるものとする。）

・受注者は、受領書の交付を受けた時は、再生資源利用促進計画に記載される内容と一致することを確認し、これを5年間保存するものとする。なお、受領書は工事書類として検査対象となるため、完成検査時に提示できるよう準備するものとする。

(※これは、指定副産物省令で定める「受領書の内容確認と保存」を兼ねるものとする。)

・受注者は、搬出先から受領書の交付が得られない場合は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し、運搬車両の運行記録など搬出を証する書類を整理し保存するものとする。

・搬出元と搬出先の管理者（工事現場の場合は工事の元請業者等）が同一の者である場合は、「土砂搬出及び受領証明書（以下、「搬出証明書」という。）」を作成し、受領書と同様に取扱うものとする。

※受領書及び搬出証明書の記載内容等の詳細については、別添の様式集に示す様式及び参考資料に示す記載例のほか、参考資料「判断基準省令一部改正（令和5年5月）に関する運用等について（案）」を参照するものとする。

③ 一時堆積土搬出先管理票

発注者は、一時堆積土搬出先管理票に関する下記のことについて、特記仕様書等に明示するとともに、監督員から受注者に周知や指導を行うものとする。（※令和6年6月1日以降に新たに契約を締結する工事を対象とする。）

・指定副産物省令では、工事完了後に「再生資源利用促進実施書」に記載した搬出先から他の箇所へ当該工事の土砂が搬出された場合、受注者は「一時堆積土等搬出先管理票」を作成し、5年間保存することとなっている。

（ただし、受領書又は搬出証明書の利用種別が「盛土等利用」である土砂及び下記の a. ～ c. に該当する箇所から搬出する場合を除く。）

（例外となる搬出先）

- a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの（※管理者が発行する「受領書」が必要。）。
- b. 土砂を利用しようとする他の工事現場及びその工事現場で利用するために一時的に堆積するその工事現場に近接した場所（※当該工事の管理下にあることが必要。）。
- c. 国土交通大臣が定める土砂の一時置場（※ストックヤード運営事業者登録規程の登録を受けた一時堆積場であることが必要。）。

※一時堆積土として受入地側に引き渡した土砂について、搬出元工事の受注者が引き渡し後の搬出状況を把握することは、現実的に困難である場合が多いと考えられる。そのため、一時堆積する場合は、上記 a. ～ c. の搬出先など、本規定の対象とならない搬出先を指定するように努めるものとする。

・受注者は、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで、「一時堆積土等搬出先管理票」の作成に代えることができるものとする。

※一時堆積土等搬出先管理票等についての詳細は、別添の参考資料「指定副産物省令一部改正に関する運用等について（案）」を参照するものとする。

4. その他

- ・「3. 実施事項 3) リサイクル計画書等の取りまとめ」により作成される「リサイクル計画書」等の様式は、別紙1～4を使用すること。
- ・「3. 実施事項 4) リサイクルの徹底に向けた検討・調整及び法令等の遵守事項等」により作成される「確認結果票」や「運搬業者への通知書」、「土砂受領書」、「土砂搬出及び受領証明書」、「一時堆積土等搬出先管理票」等の様式は、様式3～7を使用すること。
- ・設計及び工事の内容を変更する際は、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施すること。
- ・本ガイドラインの運用に伴い、「大分県建設リサイクルガイドライン（令和4年11月1日付け建政第1183号）」は、廃止する。
- ・本ガイドラインについては、令和5年5月26日以後に新たに請負契約を締結する工事に適用する。また、令和5年5月26日より前に、新たに請負契約を締結している工事に適用することは、これを妨げない。

【 大分県建設リサイクルガイドラインの作業フロー図 】

令和5年5月改訂版

